**貸与（入増）予約採用者個別対応用** 大学等・大学院 共通

# 入学時特別増額貸与奨学金申込書（予約採用者個別対応用）

（西暦）　　年　　月　　日

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

私は、「第一種奨学金」・「第二種奨学金」の予約採用候補者の決定を受け、進学に際し、基本貸与月額に加え入学時特別増額貸与奨学金(10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円からの選択制）の貸与を申し込みます。

本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。

太線枠内は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。

| 登録番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | フリガナ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | － | | | | － | | | | | | 氏名 | |

※登録番号が不明の場合は無記入で提出してください。大学院奨学生採用候補者の登録番号は右に詰めて記載してください。

| 学校名 | 学部<br>研究科（院） | 学科<br>専攻（院） | 生年月日 | （西暦）<br>年　月　日生 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 学籍番号 | |
| 入学時特別増額貸与奨学金の<br>希望する貸与額 | 10万円・20万円・30万円・40万円・50万円<br>（いずれかひとつの金額を〇で囲むこと） | | | |
| 本奨学金を希望する事情 | | | | |

◎この項目については、基本月額が第一種奨学金採用候補者の方のみ記入してください。

※第二種奨学金採用候補者については、進学届提出時に選択した利率の算定方法が適用されます。

| 入学時特別増額貸与奨学金の<br>利率の算定方法 | 1 利率固定方式　・　2 利率見直し方式<br>（いずれかの番号を〇で囲むこと） |
|---|---|

【注意事項】

●基本月額が第一種奨学金のみの場合

1.「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」の提出は不要です。
2. 入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、採用決定後は変更できません。
3. 保証制度で人的保証を選択した場合は、進学届で登録した連帯保証人及び保証人の方に第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金についても保証していただくことになりますので、必ず事前に了承を得たうえで本申込みを行ってください。

●基本月額が第二種奨学金のみの場合及び第一種・第二種奨学金併用貸与の場合

1. 本申込書に併せて「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」を必ず提出してください。
2. 利率の算定方法は、貸与中の一定期間変更することができます（変更できる期間は学校に確認してください）。
3. 保証制度で人的保証を選択した場合は、進学届で登録した連帯保証人及び保証人の方に入学時特別増額貸与奨学金についても保証していただくことになりますので、必ず事前に了承を得たうえで本申込みを行ってください。また、「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」の「連帯保証人欄」及び「保証人欄」に進学届で登録した連帯保証人及び保証人の方の署名と実印の押印が必要です。
   併せて実印の印鑑登録証明書の添付も必要です（返還誓約書へ添付する印鑑登録証明書とは別にもう1通用意することが必要です）。

＜親権者又は未成年後見人記入欄＞◎この項目は、本人が未成年者（18 歳未満）の場合は記入してください。

| 氏名(親権者 1 又は未成年後見人) | | 生年月日 | （西暦）<br>年　月　日生 |
|---|---|---|---|
| 氏名(親権者 2) | | 生年月日 | （西暦）<br>年　月　日生 |

※本人が未成年者（18 歳未満）の場合、<親権者又は未成年後見人記入欄>のそれぞれの欄に親権者が自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は父母（いずれかがいないときは一人）です。親権者がいない場合は、未成年後見人が自署してください。

上記の願出を適当と認めます。

（西暦）　　年　　月　　日

学 校 名

関係課長

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

| 電話番号 | 担当者名 |
|---|---|
| | |

| 学校番号 | | | | | | 区分 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が学校、金融機関、業務委託先及び文部科学省に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。